



河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施工について

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成10年 1 月23日

建設省河政発第 8 号
平成10年 1 月23日

鳥取県知事 殿

建設省河川局長

河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施工について

河川管理施設等構造令の一部を改正する政令（平成 9 年政令第343号）及び河川管理施設等構造令施行規則の一部を改正する省令（平成 9 年建設省令第19号）は、平成 9 年11月28日に公布され、同年12月 1 日から施行されたところである。

今回の河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「令」という。）及び河川管理施設等構造令施行規則（昭和51年建設省令第13号。以下「規則」という。）の改正は、河川法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第69号）の施行に伴い、樹林帯及び魚道の構造について河川管理上必要とされる一般的技術基準を定めるとともに、河道内に設ける橋脚の径間長に関する基準の緩和、適用除外へ特殊な構造の河川管理施設等の追加等を行ったものである。

令及び規則の施行に当たっては、上記の改正の趣旨を踏まえ、下記の事項に留意して、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、関係事項を関係市町村長に周知方取り計らわれたい。

記

1 令第2条（用語の定義）関係

河川管理の目的として河川法（昭和39年法律第167号）第 1 条に「河川環境の整備と保全」を明示したことに伴い、河川管理者が河川整備基本方針に従って計画横断形を定める場合には、河川環境の整備と保全がされるよう考慮しなければならないことを明示したものであること。

2 令第16条（貯水池に沿って設置する樹林帯の構造）及び第26条の2（堤防に沿って設置する樹林帯の構造）関係

樹林帯は、堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものであり、具体的には、令第16条に規定する樹林帯は、ダム貯水池への濁水の流入を防止することにより貯留水の汚濁を防止する機能及び土砂の流入を防止することにより貯水池の堆砂を防止する機能を有し、また、令第26条の2に規定する樹林帯は、越水による洗掘の防止及び氾濫流による破堤部の拡大の防止による堤防の機能の維持・増進を図ることを通じ、洪水による災害の発生を防止・軽減する機能を有するものであること。

3 令第63条（径間長）関係

今回の緩和措置は、「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針（平成 9 年 4 月「公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議」策定）」において、具体的施策として掲げた「河川管理施設等構造令における橋梁の径間長に関する規定の見直し」に基づくものであり、各項ごとの緩和の理由は次のとおりであること。

- （1）第 1 項においては、流木の集団流下の主な原因であった木橋の設置数の激減、これまでの実験結果及び橋の閉塞事例等から、径間長の最大値を橋が閉塞される危険性を無視しうる値である50mに緩和したものであること。
- （2）これまでの同種の橋の閉塞事例、木橋の設置数の激減等から、大都市地域の大河川の橋及び新幹線、高速道路等に係る橋の径間長の10mの加算を廃止したものであること。
- （3）第 3 項においては、これまでの流心部以外での橋の閉塞事例から、基準径間長が25mを超える場合、流心部以外の部分での最低径間長を25mに緩和したものであること。

4 令第73条（適用除外）関係

- (1) これまで、ダムについては、ダム技術の進歩によって、予想し得ない構造のダムが建設されることが考えられること等から、改正前の令第16条により、「特殊な構造のダムで、建設大臣がその構造がこの章の規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの」については令の規定は適用しないこととしていた。
しかし、近年の科学技術の進歩、自然環境や文化財等の保全へのニーズの高まり等により、ダムと同様に、類型化できない、令で予想していない構造が開発される可能性が高まってきている。このため、第4号により、ダム以外の工作物についても、従前のダムと同様の規定を置き、令に記載された工作物について、特殊な構造で、建設大臣が令の規定によるものと同等以上の効力があると認める場合、令の規定を適用しないこととしたものであること。
- (2) この同等以上の効力とは、令第2章から第9章までの規定に即して、治水上の観点から、個別の事案毎に判断するものであること。

5 関係通達の一部改正について

昭和51年11月23日付建設省河政発第70号「河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について（通達）」を次のように改正する。

記1中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

記2中「工事実施基本計画（以下「基本計画」という。）」を「河川整備基本方針（以下「基本方針」）」に、「基本計画」を「基本方針」に改める。

記15中「基本計画」を「基本方針」に改める。

記16中「改修計画」を「計画横断形」に、「当該計画」を「当該計画横断形」に改める。